

秋田県林業公社 J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県林業公社（以下「公社」という。）が公社林の整備を通じて取得した J-クレジット（以下「公社林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組み事業者等に販売することに関して必要な事項を定める。

(購入希望者の募集)

第2条 公社林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、公社ホームページ及び J-クレジット制度事務局ホームページ等への掲載のほか、株式会社東京証券取引所カーボン・クレジット市場等の仲介事業者（以下「仲介事業者等」という。）の協力を得て行うものとする。

2 募集にあたっては、公社が保有する公社林 J-クレジット数量の範囲内で行うものとする。

(販売単価)

第3条 公社林 J-クレジットの販売単価は、市場価格等を考慮のうえ、都度決定するものとする。

(販売数量)

第4条 最低販売数量は1トン（t-CO₂）とし、販売数量は1トン（t-CO₂）単位で都度決定するものとする。

(購入の申込み)

第5条 購入希望者は、様式第1号から第3号までの申請書類を、持参、郵送及び電子メールへの添付のいずれかにより、公社に提出するものとする。

2 次に掲げる事項に該当する法人、団体等は、公社林 J-クレジットの購入を申し込むことができない。

- (1) 違法または不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等
- (3) 特定の政治、思想、宗教党の活動を目的とした法人その他の団体等
- (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) その他、公社林 J-クレジットの適切な売買ができないと認められる者

3 公社は、第1項による申し込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、公社が必要と認める範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 公社は、前条の申込みがあった場合は、内容を審査のうえ、公社林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）を決定する。

2 公社は、購入の可否について、購入希望者に書面（様式第4号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 公社は、前条第1項の購入者との間で、書面（様式第5号）をもって売買契約を締結する。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、公社林Jークレジットの売買代金を、公社が別に定める期日までに、公社が発行する請求書（様式第6号）により納入するものとする。

(公社林Jークレジットの移転、無効化)

第9条 公社は、原則として、購入者から売買代金の納入を確認した後、Jークレジット制度実施要綱に基づく制度管理者が管理するJークレジット登録簿システムにおいて、公社の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ、販売した公社林Jークレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、公社が公社林Jークレジットの無効化をおこなうものとする。

3 公社が公社林Jークレジットの無効化を行った場合は、公社が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとする。

(その他の販売方法)

第10条 公社が公社林Jークレジットの販売を仲介事業者等を介して行う場合は、第5条第1項及び第6条から第9条までの規定については、仲介事業者等が定める規定に則るものとする。

2 前項の場合のほか、公社と購入者の協議により、第5条第1項及び第6条から第9条までの規定によらない販売ができるものとする。

(証明書の発行)

第11条 公社は、購入者から希望があった場合は、公社林Jークレジット購入の証として、購入者に対し、証明書（様式第7号）を発行するものとする。

(裁判管轄)

第12条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、秋田県秋田市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、公社と購入者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、公社が別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和6年12月4日から施行する。（改正）